

速度取締り指針

令和8年7月
山陽小野田警察署

速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道2号	6:00 ~ 21:00	山野井・埴生地区	60km/h
国道190号	6:00 ~ 21:00	津布田・丸河内地区	50・60km/h
県道小野田・山陽線	6:00 ~ 21:00	千崎地区	60km/h
市道高泊千崎線	7:00 ~ 8:30	西高泊地区	40km/h

- 重点路線における実勢速度を抑制するため、ランダムな時間・場所で速度取締りを実施します。
- 通学路や生活道路の速度抑制を図るため、可搬式オービスを活用した速度取締りを実施します。

管内における交通事故実態と分析結果（令和8年1月～6月）

県道小野田山陽線



※●: 交通事故多発エリア

- 国道190号や県道など幹線道路において、交通事故が発生していることから、実勢速度を抑止し、重大交通事故の発生を防止するため、幹線道路における速度取締りを強化します。
- 市街地における交通事故が発生していることから、生活道路における可搬式オービス取締りや交差点関連違反の取締りを強化します。
- 横断歩道における交通事故防止と歩行者優先意識を醸成するため、横断歩行者妨害取締りを強化します。

【抽出条件】

- ・ 交通事故：令和7年～令和8年上半期
(私道と駐車場を除く。物損事故は令和8年を除く。)
- ・ 交通事故多発エリア：半径100m以内で9件以上事故が発生しているエリア

その他の交通指導取締り

- 通学路や生活道路における安全確保のため、通行禁止違反や横断歩行者妨害の取締りを強化します。
- 自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーアップを図るため、自転車利用者に対する取締りや指導・警告を継続します。